

第3回岩見沢市地域福祉計画策定委員会 次第

日時：平成28年12月27日（火）午前10時～

場所：岩見沢市役所 3階 第2会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 計画目標（方針）について
 - (2) 地域福祉を推進するための具体的な施策について
 - (3) 岩見沢市地域福祉計画の素案について
- 4 今後のスケジュールについて
- 5 その他
- 6 閉会

岩見沢市地域福祉計画について

1. 地域福祉計画とは？

○市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするもの。

○社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、連携し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめたもの。

○社会福祉法第107条に規定があり、作成は努力義務となっている。

・社会福祉法第107条(平成15年度より地域福祉計画策定規定の施行)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

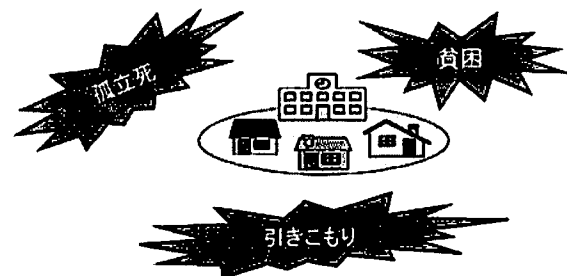
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉計画の策定により期待される効果

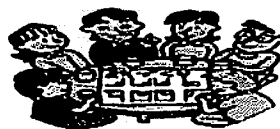
- ①地域の要望や課題が明らかになる
- ②住民・行政等の役割が明らかになる
- ③地域福祉活動・事業の推進につながる
- ④各種ネットワークの形成や連携強化のきっかけになる
- ⑤住民の地域福祉の理解が進む
- ⑥進捗状況や政策評価(進行管理)を行うようになる

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課「市町村地域福祉計画策定状況等の調査」より)

3. 岩見沢市で地域福祉計画を策定する意義



地域のチカラを総動員して課題解決



岩見沢市民の
幸福



岩見沢市地域福祉計画に盛り込むべき内容

◇地域福祉計画に盛り込むべき内容(社会福祉法により求められている内容)

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の揭示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
 - ・相談支援体制の整備
 - ・必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

通知により求められている内容

要援護者の生活の安定と生活の向上

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護支援にも資するものである。
(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知)

高齢者の孤立の防止

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知)

生活困窮者に対する支援

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけ、計画的に取り組むことが効果的である。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知)

岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」結果の概要

①身のまわりや地域活動について

地域活動への参加状況については(問13)、「特に地域での活動には参加していない」が51.2%と最も高く、次いで「町内会の活動」が32.9%であった。

参加している地域活動の内容については、「環境の美化に関する活動」が45.1%と最も高く、次いで「健康づくりに関する活動」が20.5%であった。

地域活動に参加していない理由については、「日々の生活で精いっぱいである」が35.5%と最も高く、次いで「活動の時間帯が合わない」が25.6%、「自分の体力に自信がない」が23.0%であった。

②関心のあることについて

現在困っていることとしては(問16(1))、「除排雪に関すること」が39.2%と最も高く、次いで「自分の健康に関すること」が32.9%、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が30.2%であった。

将来、心配なこととしては(問16(2))、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が53.9%と最も高く、次いで、僅差で「自分の健康に関すること」が53.6%、「除排雪に関すること」が51.8%、「家族の健康や暮らしに関すること」が42.1%であった。

③地域の中での手助けについて

地域の中でできると思う手助けとしては(問18(1))、「安否確認、声かけ、あいさつ」が39.9%と最も高く、次いで「ゴミ出しの手伝い」が33.1%、「不審者がいた場合の通報」が32.7%、「除排雪の手伝い」が27.3%であった。

地域の中で受けたいと思う手助けとしては(問18(2))、無回答を除くと、「除排雪の手伝い」が26.0%と最も高く、次いで「除草の手伝い」が11.9%、「不審者がいた場合の通報」が9.0%、「高いところの作業(電球の交換など)」が8.6%であった。

④地域福祉を推進していくための取組みについて

「生活困窮者自立支援制度」の対象となる「生活困窮者」に該当するような気になる方がいるかをたずねたところ(問20)、「気になる方はいない」が77.2%、「気になる方がいる」が17.1%であった。「相談や報告などは特にしなかった」とした方に、その理由をたずねたところ(問22)、「どこに相談したらよいかわからなかった」が35.3%と最も高かった。

災害時に避難をする上で不安に感じることで(問25)、「避難をする上で必要な情報を得ることができるか」が52.2%と最も高く、次いで「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるか」が44.0%、「自力で避難できるか(周りの人に助けてもらえるか)」が33.0%であった。

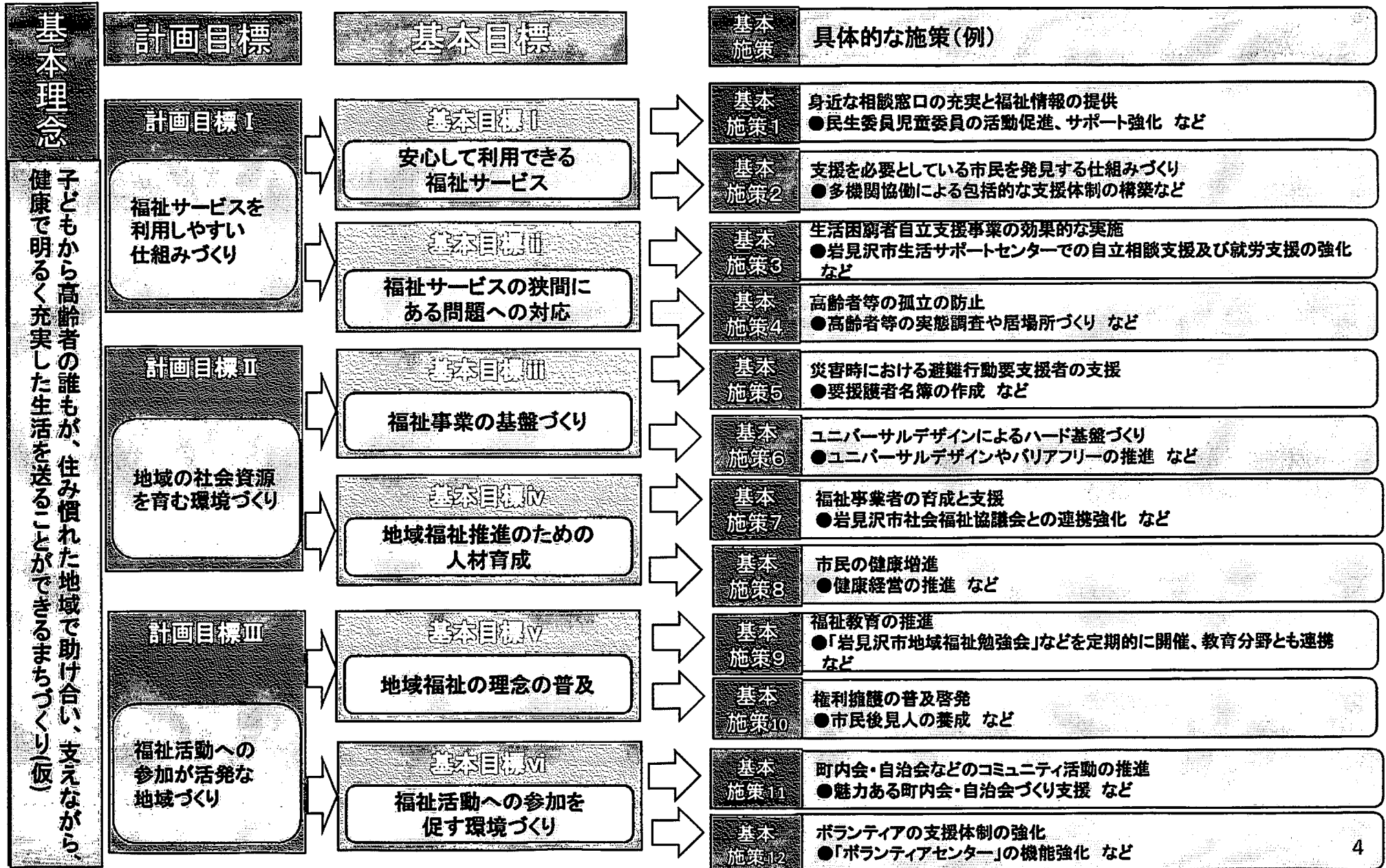
地域福祉を推進していくために特に力をいれて取り組んだほうがいいと思うこととして(問27)、「除雪などのボランティア活動の活性化」が44.0%と最も高く、次いで「在宅での介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組みの強化」が40.4%、「災害時において手助けを必要とする方に対する支援に関する取組みの強化」が32.2%であった。

今後の福祉サービスや事業のあり方について(問28)、「保険料や利用料だけに頼ることなく、市民や福祉団体等との協働を進めることなどにより、福祉サービスの充実に努めるべきである」が34.9%と最も高かった。

⑤社会福祉協議会の活動について

岩見沢市社会福祉協議会において特に力を入れて取り組んだほうがいいと思うこととして(問26)、「地域住民の助け合い、支え合い、仲間づくりを支援する活動」が40.4%と最も高く、次いで「心配ごと・悩みごとの相談窓口」が29.1%、「ボランティア活動の普及・推進活動」が23.5%であった。

岩見沢市地域福祉計画の体系



岩見沢市地域福祉計画の目次（案）

第1章 計画策定にあたって

- ~~1 計画策定の趣旨・目的~~
- ~~2 計画の位置づけ~~
- ~~3 計画期間~~
- ~~4 策定体制~~

※

取り消し線…第1・2回議事内容

塗りつぶし…第3回（今回）議事内容

第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

- ~~1 岩見沢市の概況~~
- ~~2 岩見沢市民の意向~~
- 3 概況と市民意向から導かれる課題

第3章 計画の理念と目標

- 1 基本理念
- 2 計画目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

- 1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり（仮）
- 2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり（仮）
- 3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり（仮）

第5章 計画の継続的な推進と評価

- 1 市民、事業者、行政による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進
- 3 計画の進捗状況の把握と評価
- 4 財政基盤の確立

資料編

- ~~1 計画策定の経過~~
- ~~2 岩見沢市地域福祉計画策定委員会~~
- ~~3 岩見沢市地域福祉計画序内連携会議~~
- ~~4 「地域福祉に関する市民アンケート」結果の概要について~~
- 5 用語解説

岩見沢市地域福祉計画の施策一覧(案)

項目	国の根拠			意見及びアンケート	主な関連部署
	法律	策定指針	通知		
計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり					
基本目標Ⅰ 安心して利用できる福祉サービス	○	○			
基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供		○			福祉課
個別施策① 民生委員・児童委員活動の推進				問17	
個別施策② 福祉に関する情報の発信				問29	
基本施策2 支援を必要としている市民を発見する仕組みづくり		○			福祉課、高齢介護課、保健課
個別施策③ 多機関協働による包括的な支援体制構築					
個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施					
基本目標Ⅱ 福祉サービスの狭間にある問題への対応		○			
基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施			○		保健課、子ども課
個別施策⑤ 生活困窮者自立支援制度の実施				問20～22	
個別施策⑥ 子どもの貧困対策					
基本施策4 高齢者等の孤立の防止			○	問27	高齢介護課
個別施策⑦ 高齢者の実態調査					
個別施策⑧ 認知症カフェ等の集まる場所の提供					
計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり					
基本目標Ⅲ 福祉事業の基盤づくり		○			
基本施策5 災害時における避難行動要支援者の支援			○		防災対策室、危機管理推進課
個別施策⑨ 避難行動要支援者にかかる名簿の作成				問23～25	
個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及や避難情報の提供				問23～25	
基本施策6 ユニバーサルデザインによるハード基盤づくり					都市計画課
個別施策⑪ ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進					
個別施策⑫ 公共交通の充実					
基本目標Ⅳ 地域福祉推進のための人材育成		○			
基本施策7 福祉事業者の育成と支援		○			福祉課
個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携強化				問26	
個別施策⑭ 社会福祉法人の地域における公益的な取組み実施の支援					
基本施策8 市民の健康増進				問9	健康づくり推進課
個別施策⑮ 健康経営の推進					
個別施策⑯ 健康ポイントの拡充					
計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり					
基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及		○			
基本施策9 福祉教育の推進		○			指導室、子ども課
個別施策⑰ 学校との連携による福祉教育の実践					
個別施策⑱ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催					
基本施策10 権利擁護の普及啓発		○			高齢介護課、福祉課
個別施策⑲ 市民後見人の養成と成年後見支援センターの普及					
個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及と虐待防止の啓発					
基本目標Ⅵ 地域活動への参加が活発な地域づくり		○			
基本施策11 町内会などのコミュニティ活動の促進		○			市民連携室
個別施策㉑ 地域における見守り活動や防犯活動の推進				問13～15	
個別施策㉒ 地域における環境美化活動や除雪事業の支援				問13～15	
基本施策12 ボランティア支援体制の強化		○			福祉課
個別施策㉓ ボランティアセンターの支援				問26	
個別施策㉔ ボランティア情報の提供(需要と供給のマッチング)				問18	

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、「地域福祉の推進」の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定されています。また、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために「何ができるか」を考え、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもから高齢者の誰もが、住み慣れた地域で助け合い、支えながら、健康で明るく充実した生活を送ることができるまちづくりの第一歩です。

（1）市民の役割

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

（2）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、また、アウトリーチといったニーズの把握を行うとともに、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

（3）行政（市）の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進を努める必要があります。

また、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 岩見沢市社会福祉協議会との連携による事業の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現させるためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが期待されます。

また、岩見沢市社会福祉協議会と相互に連携しながら、計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画に基づく施策を推進するため、庁内において連携を密にして、進捗確認を行うとともに、有識者、福祉関係団体、その他市民団体等の代表者、公募により選任された市民からなる「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」において、計画の評価や進捗状況について確認いたします。

また、必要に応じて、見直しを行い、「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」での議事内容については、ホームページなどを通じて、適宜、市民に公表します。

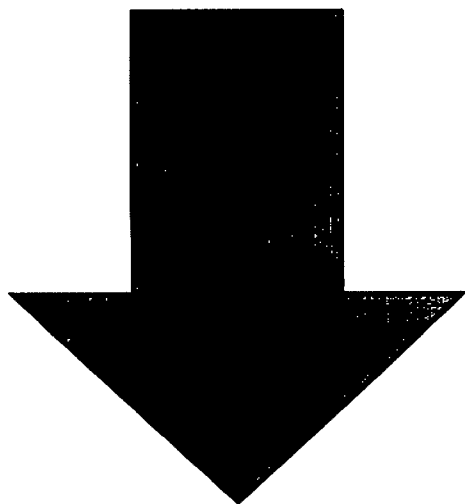
4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進していくためには、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施体制を効率的・効果的に行うように努めます。

岩見沢市地域福祉計画 今後の策定スケジュール（予定）

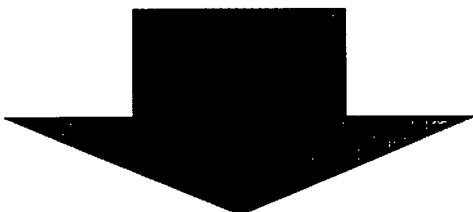
○12月27日（火） 第3回地域福祉計画策定委員会

- ・計画目標、具体的な施策について、計画素案について



- ・計画素案の送付（1/11 前後）
- ・各委員からの修正意見の集約（1/16 〆切）
- ・岩見沢市地域福祉計画素案（公表用）の修正、委員長及び副委員長への最終確認（1/16 前後）
- ・計画アンケート報告書の公表準備
※パブリックコメントと同時期を予定

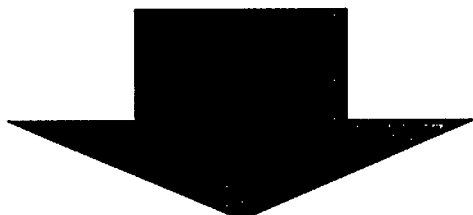
○1月16日（金）～2月3日（金） 岩見沢市地域福祉計画素案の公表と意見募集（パブリックコメント）



- ・パブリックコメントの集約
- ・上記内容を踏まえた計画素案の修正

○2月中旬 第4回地域福祉計画策定委員会

- ・パブリックコメント結果の報告、計画案の協議、意見交換



- ・各委員からの意見の集約
- ・上記内容を踏まえた計画案の作成

○3月中旬～下旬 第5回地域福祉計画策定委員会

- ・計画案の確認・決定、今後の地域福祉の推進について